

物価高騰低所得者支援給付金（新たに令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯）（10万円/1世帯）のご案内

物価高騰低所得者支援給付金（新たに令和6年度住民税均等割のみ課税となる世帯）**（1世帯あたり10万円）**は、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯に対して支援するものです。また、同一世帯で、18歳以下の児童（平成18年4月2日生まれ以降）を扶養している場合は、**児童1人あたり5万円**を加算します。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円（※1回限りの支給です。）

18歳以下の児童を扶養している場合、**児童1人あたり5万円**を加算

支給対象者について

◎支給対象となる世帯

下記すべてに該当する世帯。**ただし、世帯全員が課税者から扶養されている世帯、既に令和5年度住民税非課税世帯給付金、又は令和5年度均等割のみ課税世帯給付金の対象となった世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯を除きます。**

- ①基準日（令和6年6月3日）時点で阪南市に住民登録がある。
- ②世帯全員が、令和6年度個人住民税所得割が課されていない。
- ③課税となる所得があるのに、未申告ではない。
- ④他の市区町村で、すでに同様の給付金を受けていない。

上記に該当

支給対象です。対象と思われる方には**7月下旬以降**、『**確認書**』または『**申請書**』を送付します。期限までに**申請が必要**です。必要事項を記入し、必要書類を添付の上ご返送ください。

上記に該当しない

今回の給付金は**対象外**です。



物価高騰低所得者支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

支給対象者の手続きについて

注意!

受付期間は、令和6年10月31日(木)まで

※郵送による申請の場合、当日消印有効です。

※虚偽により給付の申請をした場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

給付金の支給時期

阪南市に確認書(または申請書)が届き次第、3週間程度をめぐり順次支給します。※支給日は『支給決定通知書』にてお知らせします。

<こども加算について>

対象児童

- ①18歳以下の児童(平成18年4月2日以降生まれ)
- ②令和6年6月4日から令和6年9月30日までに生まれた新生児
- ③別世帯・生計同一で単身で寮などに入っている児童

※施設入所している児童(住民票を異動していない場合も含む)は対象になりません。

※②③の児童は、別途申請が必要ですので、下記までお問い合わせください。

※DV(ドメスティック・バイオレンス)等に伴い避難中でも受給できる可能性があります。詳しくは市ホームページを参照、又は下記「阪南市臨時特別給付金窓口」までお問い合わせください。

※対象と思われるのに『確認書』等が届かない方は、下記までお問い合わせください。なお、個人情報に関することは、お電話でお答えできません。

お問い合わせ

阪南市臨時特別給付金窓口(阪南市役所)



072-493-2525

受付時間 月～金 8:45～17:15(土日・祝日除く)

※窓口にお問い合わせの際は、本人確認できるもの(運転免許証等)をご持参ください。